

入院時食事療養費の標準負担額の変更

入院中の食事代については、自己負担（標準負担額）が必要ですが、その負担額が2025年4月から一部変更になります。
 なお、低所得者Ⅰの食事代に変更はありません。

入院時食事療養費の食事代(入院中の食事代)		1食あたりの負担額	
		3月31日まで	4月1日以降
一般(住民税課税世帯)		490円	510円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去12か月で90日までの 入院日数	230円	240円
	過去12か月で90日を超える 入院日数(長期該当)	180円	190円
低所得者Ⅰ		110円	110円

※住民税非課税世帯の方は、標準負担額減額認定証を医療機関に提示することで、上記の負担額となります。
 標準負担額減額認定証の発行には申請が必要です。
 なお、マイナ保険証を利用する場合は、申請は不要です。
 ぜひご利用ください。
 ただし、長期該当の減額の適用を受けるためには、市区町村への申請が必要です。